



(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第32号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業の対象となっている水産動物(こい及びうなぎ)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。
 - 3 組合は、第1項の規定による申請があったときには、手釣、竿釣による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
 - 4 遊漁者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 この漁場の区域において、手釣、竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

(禁止区域)

第4条 第2条の規定により承認を受けた者であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
野牛川護岸工事終了点より上流の野牛川本流	1月1日から12月31日まで
野牛川河口から野牛川橋までの区域	10月1日から翌年4月30日まで

(全長制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	20センチメートル
うなぎ	30センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、50円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
こい	手釣・竿釣	1日 400円 ・ 1年 3,000円
うなぎ	手釣・竿釣	1日 400円 ・ 1年 3,000円

- 2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

遊漁料の納付場所 下北郡東通村大字野牛字釜ノ平251番地
野牛漁業協同組合事務所

(遊漁承認証に関する事項)

- 第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。
- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)

- 第8条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第6条の規定にかかわらず、次表の遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	アユ、ヤマメ、イワナ、ニジマス ヒメマス(蔦沼のみ)、ウグイ コイ、フナ、ウナギ	手釣・竿釣	15,000円
溪流魚	ヤマメ、イワナ、ニジマス、ヒメマス (蔦沼のみ)、ウグイ、コイ、フナ ウナギ	手釣・竿釣	8,000円

- 2 前項の遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。
青森県内水面漁業協同組合連合会 (十和田市元町東4丁目1番地15号)
- 3 第1項の共通遊漁承認証の様式は、別記様式第2号のとおりとする。
- 4 遊漁に際しては、当該承認証を所持しなければならない。
- 5 前1項の規定にかかわらず前項の規定に違反した者については、第7条第1項に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際し守るべき事項)

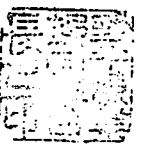
- 第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。
- 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

(漁場監視員)

- 第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、別記様式3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

(違反者に対する措置)

- 第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。



遊漁承認証 (表)

(裏)

NO. _____

遊漁承認証

下記の通り遊漁を承認します。

遊 漁 者	住所			
	氏名			

承認期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

魚 種 こい・うなぎ

漁具・漁法 手釣・竿釣

遊漁区域

遊漁料 年券 千円・日券 百円

発行者 野牛漁業協同組合 ㊤

- 注意事項
1. 遊漁者は、遊漁する時は遊漁承認証を携帯すること。
 2. 遊漁承認証は他人に貸与しないこと。
 3. 遊漁者は漁場監視員の要求があれば遊漁承認証を提示しなければいけない。
 4. 遊漁者は遊漁に際しては相互に距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
 5. 漁場監視員が規則励行に関し必要な指示を行いたる時はその指示に従うこと。
 6. 遊漁期日、禁漁区域、全長制限を順守すること。
 7. 遊漁者が違反したときはその者に遊漁中止又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合既に、納付した遊漁料は払い戻ししない。
 8. ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

<表>

(全魚種券)

西暦 (平成 年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
県内共通遊漁承認証		
氏名	年令 歳	
住所		
全魚種	●有効期間 平成 年1月1日~12月31日 ●魚 種 全魚種 ●遊漁料 15,000円	
青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 団 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568		

(溪流魚券)

西暦 (平成 年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
県内共通遊漁承認証		
氏名	年令 歳	
住所		
溪流魚	●有効期間 平成 年1月1日~12月31日 ●魚 種 溪流魚 ●遊漁料 8,000円	
青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 団 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568		

<裏> (全魚種券・溪流魚券共通)

・県内水面漁業協同組合の種別

	全魚種券	溪流魚券
対象魚種	アユ、ヤマメ、イワナ、コジマス、ヒメマス(鱒科のみ)、ウグイ、コイ、フナ、ウナギ	左記魚種からアユのみを除く
遊漁料	15,000円	8,000円
券種と 有効期間	1月1日から12月31日までの年券のみ(魚種ごとの有効期間が青森県内水面漁業協同組合のきまりによる)	
遊漁区域	青森県内の河川(湖沼(十和田湖、大薮子川、深淵川、鷹淵川)は流下区漁協管内及び甲川(甲川内水面漁業協管内を除く。また、県内水面漁業協同組合規則が抵触の遊漁区域で定められた遊漁禁止区域を除く。)	
漁具・漁法	手釣、竿釣	

- ・共通遊漁承認証は、漁漁主催釣り大会等の特別イベントには適用できません。
- ・共通遊漁承認証は、記名された本人以外には使用できません。また、他人に貸与、譲渡することはできません。
- ・その他、詳しいことは「遊漁手帳」を参照下さい。



漁場監視員 (表)

(裏)

NO. _____

漁場監視員証

下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。

氏名	年齢	才
住所		

有効期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

発行者 野牛漁業協同組合 ㊤

注意事項

1. 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。
2. 漁場監視員は、監視員証を携帯し、かつ監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
3. 漁場監視員は、遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者の遊漁の中止を命令することができる。